

ほけんだより

ひだまり



令和4年4月28日

No.3

函南西小保健室

おうちのひと^{ひと}と^{いっしょ}一緒に^よ読んでね。

歯科検診の結果を全員に配付しました。(黄色の用紙)

受診のお勧めのところに○印がついている場合には、早めに歯医者さんへ行くようにしてください。受診後、学校へ提出するようお願いいたします。この機会にかかりつけ医を決めて、定期的に受診することでむし歯予防や口腔環境の健康維持につなげていただければと思います。



～「ほけんしつれんらくカード」について～

保健室を利用したときに状況をまとめたカードをお子さんに渡します。
(用紙の大きさはA5サイズです。)

ほけんしつれんらくカードの流れ

- ①保健室を利用する。
- ②退室時に「ほけんしつれんらくカード」をもらう。
- ③カードを担当の先生に見せる。
- ④家庭に持ち帰り、おうちの人にカードを見せながら話をする。



ご家庭ではけがや病気の状態についてご確認をお願いします。カードは返却不要です。

大切なお子さんについて保健室での対応を保健室(養護教諭)→担任の先生→保護者の方へとつなげたいと考え、「ほけんしつれんらくカード」の対応をしています。ご家庭でカードをご覧になった後、ご心配な点、ご不明な点がございましたら、担任または養護教諭 小野までご連絡をお願いします。

今までも心配なけがや体調の変化については、電話連絡をしてきました。その対応も引き続き行っていきます。お子さん、一人ひとりが大切なためです。「ってきます。」から「ただいま。」まで元気に活動できるようサポートしていきたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

小さな範囲のすり傷、かさぶたがはがれた、ささくれが気になるなどの軽微なけがについては、学級で対応することがあります。お子さんに朝の段階ではしていなかった絆創膏がみられたら、まずお子さんの話を聞いてください。自分のことを伝える力も育てていきたいと思っています。

裏面は、保護者の方へ日本スポーツ振興センター 災害共済給付についてです。

～保護者の方へ～

学校の管理下のケガなどで病院受診した場合は、学校へお知らせください。

函南町教育委員会では函南町立小中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、学校管理下において児童生徒が災害に遭った場合に、規則に基づいて定められた医療費や見舞金の給付を保護者の方に対して行う制度です。なお、掛金は年間935円（町負担470円、保護者負担465円）で、保護者負担分については学年会計から支出させていただきます。

■学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	例：各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例：部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例：始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例：登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例：寄宿舍にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舍と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

上の表の範囲内の場合、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となります。

実際の手続きは、保健室より書類をお渡しし、医療機関から「医療等の状況」の証明を受け、学校に提出していただくことになります。

ただし、給付金請求には時効があり、ケガなどが発生してから 2 年間です。それ以降は手続きができなくなりますので、お早めに連絡・提出をお願いします。

